

## 第84回サービス統計・企業統計部会議事録

1 日 時 令和元年5月17日（金）9:58～12:00

2 場 所 総務省第2庁舎3階第1会議室

3 出席者

【委員】

西郷 浩（部会長）、北村 行伸、野呂 順一、宮川 努

【専門委員】

宮川 幸三（立正大学経済学部教授）

【審議協力者】

財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、  
埼玉県

【調査実施者】

経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室 倉田室長ほか

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、肥後次長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村統計審査官、宮内国際統計企画官  
ほか

4 議 題 商業動態統計調査の変更について

5 議事録

○西郷部会長 それでは、定刻より若干早いですが、全員おそろいですので、ただ今から、第84回のサービス統計・企業統計部会を開催させていただきます。

大変お忙しい中、御出席くださりまして、ありがとうございます。この部会の部会長を務めます西郷と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、4月18日に開催されました第135回の統計委員会におきまして、総務大臣から諮問されました商業動態統計調査の変更について審議を行います。

今回の審議では、部会の経常的な構成員である野呂委員と宮川努委員のほかに、私から特にお願いをし、北村委員と専門委員として宮川幸三教授も御出席です。北村委員には、今回の審議の中で水準修正の話がかなり大きな争点になることが予想されますので、私から特にお願いをし、来ていただきました。

また、宮川幸三教授には、かなり大きな変更を伴いますので、サービス生産物分類等で御尽力いただいて、また、SUTといった経済統計全体の体系にも詳しいということで、

私から特に頼んで御出席いただきました。お忙しいところ、本当にどうもありがとうございます。

詳しい部会の構成員に関しましては、参考1にございますので、適宜御覧ください。

それでは、本日の配布資料につきまして、事務局から御確認をお願いいたします。

**○川原総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官** 本日の配布資料でございますが、議事次第にございますとおり、資料1として、統計委員会諮問時の資料、資料2として、本件につきましての審査状況をまとめた審査メモ、資料3として、審査メモの中で示した論点に対する調査実施者である経済産業省からの回答と、資料編の2部構成となっております。また、参考資料として、参考1が部会の構成員名簿、参考2がスケジュールとなっております。さらに、資料番号は付しておりませんが、座席図、出席者名簿、4月18日の統計委員会において諮問した際の西村委員長からの発言の要旨をお配りしております。

資料に不足等ございましたら、事務局までお申し付けください。

事務局からの説明は以上でございます。

**○西郷部会長** どうもありがとうございます。

それでは、審議に先立ちまして、私から3点ほど申し上げます。

1点目は、審議の進め方に関してです。審議は、これまでと同様に、資料番号の2になりますけれども、審査メモに沿いまして、あらかじめ事務局に論点を整理していただいておりますので、それに沿って進めていく形を採らせていただきます。

ただ、先ほど北村委員と宮川幸三専門委員を御紹介するときに申し上げましたけれども、多分、私の予想ではかなり時間がかかると思います。ですので、適宜、審議の順番等を入れ替えたり、あるいは、例えば、今日は説明だけしていただいて、質問は次回という形で、変則的な形で審議を進めることも御了承いただければと思います。それが1点目です。

2点目は、審議のスケジュールに関して、参考2に示してあります。今回の案件については、本部会を含めまして計3回の部会開催を予定しております。更に予備日も設けているということですが、先ほど申しましたように、恐らくはかなり時間がかかる審議になると思いますので、少し通常の部会よりも余裕を持ってスケジュールを組んでいる形になりますので、御了解いただければと思います。

その一方で、6月の統計委員会には、答申案を報告するというスケジュールを予定しておりますので、先ほど余裕があると言いましたけれども、その意味ではかなりタイトな日程となっておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。それが2点目です。

3点目は、本日の審議は12時までを予定しておりますけれども、審議状況によっては若干時間を過ぎる可能性もございます。そのような場合には、予定のある方は御退席していただければ結構ですので、よろしくお願いいたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入らせていただきます。まず、諮問の概要については、既に統計委員会の場で御説明がありまして、そのときに御欠席であった方々、宮川幸三専門委員まで含めて、事前に事務局から個別の説明をしていただいていると伺っています。ですので、諮

問の概要についての説明は、ここでは割愛させていただきます。ただし、4月18日の統計委員会におきまして諮問を説明した際に、委員のフロアから御発言がございましたので、それに関しましては、確認の意味で事務局から御紹介をお願いいたします。

**○宮内総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官** それでは、4月18日の第135回統計委員会におきまして、委員から御発言がありました意見について御紹介いたします。別途1枚紙を配っております、ここには、西村委員長からの意見が記載されております。

今回、効率的な調査実施の観点から、調査対象とする事業所の範囲を一定規模以上に限定する、「裾切り調査」とすることを計画しているが、商業動態統計調査はQ Eをはじめとして幅広く使われていることを踏まえ、更に変更による影響を十分に確認してほしい。

また、諮問における必要的付議事項ではないが、昨年度、経済産業省が実施したビッグデータを活用した商業動態統計調査の試験調査、家電大型専門店分野において検証を行ったPOSデータの活用及び調査結果の水準修正についても部会における重要な論点となり得るので十分な審議をお願いするという御意見がありました。

ここには記載しておりませんが、このほかにも河井委員から、これまでの調査員調査では、例えば、実際に事業所が営業しているかどうか確認していたと思うが、郵送・オンライン調査に変更することにより、調査に影響はないかということも審議に加えていただきたいという御意見がありました。

以上でございます。

**○西郷部会長** どうもありがとうございます。今、示されました、委員会で出された御意見に関しましては、これから個別に審議を進める中で併せて確認していきたいと思えます。

それでは、この時点で特段の御意見があればお伺いいたします。どうでしょうか。

では、野呂委員、よろしく願いいたします。

**○野呂委員** まだ議論も始まっていない前で申し訳ないのですが、統計委員会での諮問の概要と、昨日送っていただきました、今日の部会資料を予習した段階での意見ですが、諮問の概要でいきますと、「その他の確認事項」のところ、6ページの2の、特に遡及の水準修正等につきまして、私の知識不足や理解不足も含めまして十分理解ができない点がございまして。今、部会長からは3回、4回にわたってやるということで、多分、今日の課題ではないと思うので、そのときに詳細な内容、あるいは、今後それがどうなるかについてお示しいただけたらというのが希望でございます。

例えば、これまでも商業統計調査や、経済センサス-活動調査が行われた段階で、それを基に母集団を作るという話ですが、母集団とした場合に、それを母集団名簿にするのか、その都度ウェイトなども変えているのかとか、その辺りが過去のことも分かりませんし、今後どうされるのか、2020年度だけではなくて今後を含めてどういう方針なのかが正しく理解できていないと思いますので教えていただきたいと思えます。

それから、今後もそうですが、全数調査をされることによって売上高などの数字が分かった場合、これまで商業動態統計の比推計で伸ばしてきたものとのギャップについては、将来についてですけれども、調整して低くしたり、高くしたりして、それを発射台にするのか。母集団情報が違うということで、そうした調整はしないのかということもご説明頂

きたいと思います。経済産業省の御説明資料の最後の方に、今後、状況を見て判断したいということが記載してあったのですけれども、これもよく分からなかったので分かりやすく教えてほしいと思います。

さらに、商業統計調査については、確か今年から経済構造実態調査の中での包摂されて毎年行われると思うのですけれども、そうなった場合、その結果と今回審議されます商業動態統計調査とはどのように整合性を保っていくかも、私の知識不足もありまして、これまでの審議も振り返るような形で御説明いただくと理解が進むので、よろしくお願ひしたいと思います。もし必要でしたら、例えば、こういうことを教えてほしいということ、後ほど事務局に連絡させていただきたいと思います。

**○西郷部会長** どうもありがとうございます。まだ審議する前ではあるのですけれども、裾切りというか、母集団、調査対象となる全体像が変わることと、ベンチマークをどう考えるのかということ、それから、今、経済構造実態調査について言及がありましたが、そのようなセンサスに対応する統計がだんだん変わっていく中であって、そのベンチマークの問題と水準修正の問題をどのように考えていったらよいのかという、結構、盛りだくさんな議論になるはずなので、そのような意味で時間がかかると私は申し上げました。今、野呂委員から、かなり総括的なコメントというか、どのようなところが問題点になりそうなのかというサマリーのような御質問をいただきましたので、それはまた個別の審議の中で答えていければと思っております。現時点ではそういう整理でよろしいですか。

**○野呂委員** はい。

**○西郷部会長** ありがとうございます。

それでは、早速、個別の審議に入りたいと思います。まず、資料番号2になりますけれども、審査メモの1ページ目の(1)調査方法の変更について、事務局から御説明をお願いいたします。

**○宮内総務省政策統括官(統計基準担当)付国際統計企画官** それでは、資料2の審査メモ、1ページの中段からの「(1)調査方法の変更について」を説明いたします。今回、枠囲みにありますとおり、令和2年(2020年)3月分調査以降、全面的に民間事業者を活用して調査を実施することを計画しておりますが、これと伴に、これまで実施していた調査員調査を廃止し、郵送・オンライン調査に調査方法を一本化することを計画しております。

これまで、本調査では表1のとおり、4つの調査を実施しておりますが、平成28年9月分調査から、表2の左側の現行計画にあるとおり、甲及び乙調査はこれまでどおりの調査員調査、ただし、一部オンライン調査をやっておりますが、丙及び丁調査は民間事業者を活用した郵送・オンライン調査に変更して実施してきたところです。これを令和2年(2020年)3月分調査から表2の右側にありますように、実査事務の効率化を図るため、全ての調査について民間事業者を活用した郵送・オンライン調査に一本化する計画としております。

また、乙調査において、調査を行う地域を指定して、当該調査区内に所在する小売事業所を選定する指定調査区調査を併用しておりましたが、調査員調査の廃止に伴いまして、これを取りやめることを計画しております。これにより、母集団名簿に載っていない新規

の小規模事業者を捕捉することができなくなります。これらにつきまして、平成28年2月の前回答申の今後の課題として、丙調査及び丁調査に係る民間委託に伴い、予定している取組の対応状況及び影響について結果精度の維持及び回収率確保の観点から検証を行った上で、必要に応じてその改善を図るとされておりますので、その確認のために3つの論点を整理しております。

また、今回新たに民間委託とする甲調査、乙調査の対応について、6つの論点を整理しております。

事務局からは、以上です。

**○西郷部会長** どうもありがとうございます。今、論点が3つと6つと言いましたけれども、それぞれアルファベットの小文字のaと小文字のbという形で並んでいる部分、2ページに括弧のない小文字のaで始まっておりまして、(a)、(b)、(c)という形で3つ点が挙げてあります。

それから、3ページ目の両括弧のないbにつきましては、(a)から(f)まで6つ、ポイントが挙げられております。結構長い御説明になろうかとは思いますが、両括弧のないaと両括弧のないbを分けて御議論いただければと思います。

それでは、まず、a、既に民間事業者を活用している丙調査及び丁調査の実施状況につきまして、調査実施者から御説明をお願いいたします。

**○倉田経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室室長** 経済産業省でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

それではaを御覧いただき、併せて資料集の別添1-1も御覧ください。

まず、論点のaの中の(a)でございます。こちらに①から④が記されていますが、①統計の結果精度の維持・向上②報告者の秘密保護③信頼性の確保④民間事業者の履行能力の確認と、この4点に沿って具体的にどのように対応を行ったかという点を説明します。別添の1-1に一覧表としてまとめさせていただきました。

**○西郷部会長** 資料3の別添、通し番号のページ数でいうと、1ページということで、このA4の横に開く表になっているもの。今、左側にある①から④までを項目で読んでいただいた形になります。よろしいでしょうか。

それでは、御説明を続けてください。

**○倉田経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室室長** まず、a(a)です。「①統計の結果精度の維持・向上」で、民間事業者に対して審査や集計上のノウハウ及び留意事項を確実に引き継ぐという課題に対しては、業務マニュアルを基に審査・集計上のノウハウの引継ぎを行ってまいりました。さらに、民間事業者が調査実施を行う際のマニュアルや引継書を作成することにより、業務に対する知識の定着、充実を図りました。督促や疑義照会に対して機動的な体制・整備を求めるという点ですが、機動的に対応ができるように、常に複数名が連携して対応できる体制を民間事業者において構築してもらうことにしました。3つ目の審査ですが、経済産業省の職員が調査対象ごとの変動等を確認して、必要に応じて追加・照会を指示するなど、審査漏れを防止するための対応を行っております。調査対象のIR情報や業界動向も、毎月の審査に活かせるよう、随時民間事業

者において、情報収集、蓄積も行っております。正確性という点では、データ入力の際、エントリ、ベリファイ（違う人員が目で見えて確認をするという照合確認作業）を実施するなど、正確性の確保のための方策を採っており、精度の確保をしているところでございます。

「②報告者の秘密の保護」の課題については、業務室の入室制限措置、データ等の保管・持ち出し・運搬・処分等における強固なセキュリティ対策及びその履行状況について報告を求めることとしました。執務室の立ち入りは事前に申請を許可した者のみ立ち入りを可能とし、担当者が変更の都度、更新しています。また、事業者自身の執務室環境についても、高度なセキュリティを備えたものとなっていることを確認するため、経済産業省の職員が民間事業者の事務局に訪問して、確認した上で執務に当たらせております。また、その履行が不十分と認める場合には、立入検査を行う旨、民間事業者に委託する際の仕様書に記述しましたが、不十分と認められるようなことは今のところ生じておりません。守秘義務に対する契約書等の徴集、教育の実施を求めるという点は、統計法を遵守すること、辞職・退職した際においても同様であることを民間事業者に対して周知徹底をしています。また、民間事業者内で実施する研修でも、守秘義務を守るよう周知徹底をしているところでございます。

「③信頼性の確保」では、経済産業省のウェブサイトや調査依頼状等において、国の調査であることを記載して十分なセキュリティ対策を講じることを明記するという課題でございます。こちらにつきましても、民間事業者の名称、連絡先を記載した「事務局開設のお知らせ」を調査対象事業所へ送りました。併せてウェブサイト上も同様のお知らせを記載し、どこの民間事業者に委託したかを明記し、経済産業省の事務局であることを周知しました。また、民間事業者の事務局にも経済産業省から訪問し、現場で各種施設や運用体制の事前確認を行い、ウェブサイト上にもその結果を掲載しております。

「④民間事業者の履行能力の確認」でございますが、受託者の入札に当たりましては、総合評価方式を採り、客観的なチェック項目を設けるとともに、仕様書で提出を求める業務計画書のほか、業務を効率的に行う方法を提案してもらい、それらも十分加味して、慎重かつ合理的に能力を判断し、課題のとおり実施をいたしました。

続きまして、(b)、前回の諮問時の回収率の低下や調査票の提出遅れなどがなかったかというところでございます。資料集の4ページ目、別添の1-2で回収率を記載しておりますので御覧ください。

今回、外注いたしましたのが丙（百貨店、スーパー）、丁（丁1がコンビニエンスストア、丁2が家電大型専門店、丁3がドラッグストア、丁4がホームセンター）で、それぞれ丙、丁1から丁4に分けて回収率を記述させていただいております。実際、外注いたしましたのが平成28年の9月からとなります。8月までは国で実査をしていたので、8月と9月以降の回収率を記載させていただいております。例えば、丁1、丁2のコンビニエンスストア、家電大型専門店は、回収率が100%であったところでございますが、回収率が下がることなく100%を維持している状況です。丁3のドラッグストアについては、国で実施していたときには88.5%という回収率でございましたが、今は98.4%で回収率が上がっている状況で、

回収率については特に問題がなかったと判断しております。

それから、(c)でございます。受託者に変更があったかというところですが、これまでのところ、総合評価方式の入札により、受託事業者が2年目の平成29年度と今年度で、別の民間事業者に変更されましたが、受託事業者が業務報告書を提出し、経済産業省の職員が立ち合いの下、新たな事業者に円滑に引継ができるように努めました。また、事務局の電話番号はフリーダイヤルですが、新たに契約した民間事業者が継続して利用できるように引き継ぐなど、調査対象に無用の混乱を生じさせないように努めました。

以上でございます。

**○西郷部会長** どうもありがとうございます。既に民間事業者が活用されている丙調査と丁調査。丙調査の方が今、御説明がありましたように百貨店、丁調査の方が特定の業種、ドラッグストアであるとか、コンビニエンスストアを対象とした調査で、総じて言うと民間事業者の活用に移行した際に大きな問題点もなかったという形になると思いますけれども、何か御質問ございますか。

**○宮川（幸）専門委員** (b)の回収率の話で、これは単純に質問です。資料集の4ページの「回収率等」というところで、丁3調査、ドラッグストアのものが、確かにスタート時点88.5%というのが最終的には98.4%になっているという御説明があったのですが、途中を見ていくと、例えば、平成29年1月にいきなり88.3%から96.7%にドッと大きく上がったたり、あとは10月の段階で今度は96.7%から91.7%にバサッと下がるとか、あるいは下の段で平成30年2月にもまた急に1月から上がっている。何かすごく変動が大きいような気がするのです。これはなぜなのかということが1点。

それから、こういった変動は民間委託実施前にも、ここだと一時点しか記載していないので分からないのですが、前も同じような傾向だったのか、それとも違っていったのかということをお伺いしたいのです。

**○西郷部会長** 分かりました。では、答えをお願いします。

**○倉田経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室室長** 丁3調査につきましては、丁調査は企業を対象とした調査ですが、企業数では、それほど多くないものですから、1企業、2企業の差のところでは回収率を計算すると差が出てきてしまうというところかと思えます。

**○宮川（幸）専門委員** 丁3調査のサンプルサイズは。

**○倉田経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室室長** 丁3調査が61です。ですから、1、2件減るとかなり差が出ていると思います。

**○西郷部会長** よろしいですか。

では、北村委員。

**○北村委員** 民間業者への委託の件で、これはかなりいろいろなことを要求しているので、民間事業者にしても投資するインセンティブが必要だと思うのですが、契約期間はどのように決まっているのですか。ここの最後の(c)のお答えにあったのですが、  
「総合評価、入札により選定しており」ということなので、毎年選定しているということでしょうか。

○倉田経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室室長 そうでございます。

○北村委員 そうすると、かなりいろいろなことを要求していて、毎年事業者が変えられてしまうと、企業側としても何か落ち着かないというか、ノウハウが蓄積できないという心配もあるのではないかと思うのです。そこら辺をもう少し、例えば、期限を何年間にするとか、月次の調査なので、どれぐらいの期間が適切かというのは分かりませんが、そういう配慮はされたのでしょうか。

○倉田経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室室長 今のところは予算の関係で、どうしても年度ごとの契約になってしまいますが、今後は、そのような方向性についても検討してまいりたいと思っております。

ただ、現状ですと、この何年かの間で受託事業者は変わっておりますが、事業者自体は大手の2企業でございまして、ノウハウを持っているところにまた外注されるという状況でございまして。

○北村委員 それから、追加ですけれども、もし業者が変わった場合の引継ぎですが、きちんと引き継ぎしたと記載してあるのです。例えば、原データとか、そういうものはどこが管理して、どのような形で引き継がれるのでしょうか。

○倉田経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室室長 原データは国で管理・保管しております。民間事業者が引き継ぎ書で引き継ぐのは、ノウハウということでございまして。

○北村委員 ノウハウは企業がするけれども、それ以外の細かいデータとかは全て国に。

○倉田経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室室長 はい、そうでございます。

○北村委員 それはどのような形で保管されているのでしょうか。

○倉田経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室室長 電子媒体にして永久保存することになっております。

○北村委員 劣化して使い物にならないとか、そういうことは起こらないようになっているわけですか。

○倉田経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室室長 はい。商業動態統計調査だけではございませんけれども、経済産業省内で統一して対応しているところでございます。

○西郷部会長 ほかにございますか。どうぞ。

○野呂委員 基本的には民間事業者委託を進めるということで賛成の立場ですので、まず、賛成ということを申し上げたいと思います。この商業動態統計調査だけではなくて民間事業者委託全般ですけれども、今、北村委員のおっしゃったように、予算との関係もありますが、複数年契約方式というのを是非前向きに考えていただきたい。民間事業者にとって設備投資とか人材育成で単年度だとどうしても難しいと思います。

それから、総合評価方式につきまして、これもこの調査だけではないのですけれども、コストと品質は大きくはニア（比例関係）になりますので、いくら安くても品質の低いものはどうかと思います。品質のところでは裾切りといいますか、一定レベル以下は採用し



ないという管理ができないかと思えます。

最後に、これもこの調査だけではないのですけれども、民間事業者もやっているうちに技術とかノウハウを蓄積できますので、今もいろいろな指導や立入りをされており、行政の側と業者の側が緊張感を持ってお互いの技術を高め合うよう枠組みを引き続き構築して頂きたいというのが、これも希望でございます。

**○西郷部会長** どうもありがとうございます。

ほかに何かございますか。両括弧の付いていないaに関しましては、これまでどうだったかというお話で、いろいろ委託や何かについての単年度契約を見直してほしいといった御意見はございましたけれども、総じて、少なくとも過去において何か大きな精度の低下といったことは起きなかったという形で認めさせていただいて、それよりもむしろ両括弧のないbの方、今後どうするかということの方が問題だと思えます。特に両括弧の付いていないaでは、比較的規模の大きい事業所が相手だったのに対して、今後は規模の小さい事業所が調査対象になりますので、それについての審議に移らせていただきたいと思えます。

それでは、両括弧の付いていないbの論点についての御説明を、実施者からお願いいたします。

**○倉田経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室室長** 今回の民間事業者の活用を開始する甲及び乙の対応ということで、(a)でございます。今回、調査員調査から郵送・オンライン調査に調査方法を変更する甲調査及び乙調査について、調査方法の変更に伴い、どのように調査関係書類を見直す予定かという点ですが、調査の概要や調査結果の利活用等を含めた記入の手引きを作成し、調査対象へ丁寧な説明を行いたいと考えております。また、今までの外注では設置しておりませんでしたコールセンターを設置しまして、対象事業所からの照会について対応したいと考えております。

それから、(b) 郵送・オンライン調査の実施を担う民間事業者に対しては、先行して民間事業者を活用している丙調査及び丁と同様、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」を踏まえつつ、4つの留意点、先ほど御説明した①から④について、どのような対応を行うのかというところでございます。こちらは先行して実施しました今までの外注業務を踏まえて、別添1-1の説明と同様でございますが、①統計の結果精度の維持・向上については、民間事業者に対して審査や集計上のノウハウ及び留意事項を確実に引き継ぎ、督促や疑義照会等の業務量に応じた機動的な体制整備を求めるとともに、審査については、経済産業省の職員が審査実施状況を確認した上で必要に応じて追加照会を指示するなど、審査漏れを防止し、結果精度を維持したいと考えております。

②の報告者の秘密の保護についても同様でございます。仕様書には、何かあったときには立入検査を実施する旨記述するというのを考えておりますし、また、業務担当者の守秘義務に関する教育についても、引き続き実施していこうと考えております。

③の信頼性の確保についても、今までと同様に十分なセキュリティ方策を講じているということを明記しまして、報告者の信頼を確保しようと考えております。

④の民間事業者の履行能力の確認ですが、こちらにも引き続き総合評価方式を採用して客

観的なチェックを行うとともに、業務を効率的に行う方法を提案させて、それらも十分加味して慎重かつ合理的に能力を判断したいと考えております。先ほど野呂先生から御指摘がありました複数年契約についても、今後は検討してまいりたいと存じます。

それから、(c)でございます。甲及び乙調査について調査員調査として実施しているため、調査対象事業所が営業しているか否かの確認も可能となっているが、郵送・オンライン調査に移行した場合、調査対象名簿の適宜適切なメンテナンスはどのように行うのかというところでございます。今後については、調査対象を入れ替え、調査を開始する前に調査対象の存否確認を郵送等にて実施することを考えております。具体的には、事業所の名称及び所在地等を事前に把握することで、最新の調査対象名簿で実施することを考えております。

それから、(d)でございます。回収率の向上に対する方策でございますが、調査の概要及び調査結果に利活用を含めた記入の手引きを作成して丁寧に説明をするというところと、コールセンターを設置して丁寧な対応を行うことを考えています。民間事業者においては必要に応じたスタッフの増員なども期待できますので、短期間に集中して、督促を行うことが可能になりますし、回収率を保持することも見込まれます。加えまして、民間事業者が再三にわたり督促しているにもかかわらず、回答が得られない事業所については、経済産業省の職員が必要に応じて直接督促を行うことで回収を確保したいと考えております。

それから、(e)でございます。どのように進捗管理を行うかという点ですが、事務局の一部を経済産業省のサービス動態統計室内に設け、執務室の一角にパーテーションで区切って事務局の人が業務をしていますが、引き続き事務局の一部を室内に用意して進捗管理をオンタイムで共有するとともに、経済産業省の職員が、速やかに直接指導が行える体制を取っていくことを考えております。また、毎月、速報公表後に民間事業者と経済産業省職員による定期報告会を開催しまして、調査全体のプロセス管理を行うことを今も行ってありますが、引き続き実施していくということでございます。

それから、(f)民間委託することにより期待できる効果ですが、オンライン化率の向上が期待できます。オンライン回答を希望する場合、希望した後、オンラインに必要なIDとパスワードを郵送するため、オンライン回答開始までに時間を要し、オンラインの回答を諦めてしまう事業所もあったということもありました。今後は、全ての対象事業所に対して、最初からオンラインID及びパスワードを事前配布し、オンライン化率の向上に努めたいと考えております。調査員調査においては、調査員の訪問日時の調整が手間であったり、地域に居住している者が調査員として任命されたりするケースもあり、調査拒否になる場合も考えられましたけれども、今後は、回答方法がオンライン及び郵送になることで、回収率の向上が期待できると考えております。

また、先行して民間委託を行っている丙及び丁事業所の実績を踏まえた丁寧な対応をすることで、調査員調査から郵送・オンライン調査に切り替えても対応は可能と判断をいたしました。

以上でございます。

○西郷部会長 ありがとうございます。

今後の調査についての民間事業者の活用というのが表題にはなっているのですが、今の御説明あるいは審査メモにもありますとおり、調査方法はそもそも調査員調査から郵送・オンライン調査に変更されるという、そちらの方も結構大きな話題ではあると思いますので、それらも併せて御意見や御質問等いただければと思います。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 事務局からで恐縮です。説明の中で調査開始前に調査対象の存否確認を行うことにより、「最新の情報を使用している」という御説明でした。しかし、調査計画では経済センサス-活動調査を利用するということになっており5年間固定されるわけで、必ずしも最新とは言えません。また、最新の名簿情報を使っても経年劣化と言いますか、陳腐化が起こってくるということと、冒頭に野呂委員の御意見にありましたように、これまでは調査員調査によって新しい事業所を把握できていた部分もありますが、それができなくなるということもあります。名簿の最新版という意味では、事業所母集団データベースの年次フレームもあるわけですが、その辺りはどのように考えておられるのですか。

○西郷部会長 では、御回答をお願いします。

○倉田経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室室長 事業所母集団データベースの年次フレームを活用する点について、商業動態統計調査（以下「商業動態統計調査」という。）は、細分類の4桁分類がないとサンプリングができないという状況です。また、営業時間、売場面積やセルフサービス方式の採用といった具体的な業務の情報も必要となります。商業動態統計調査では、経済センサス-活動調査や商業統計調査で把握している、卸売商品販売額、小売商品販売額という、「商品販売額」を用いてサンプリングしているのですが、事業所母集団名簿ですと「売上高」となり、で若干の差異があります。また、③に記載されていますセルフサービス方式の採用や営業時間、売場面積、チェーン組織への加盟といった情報も必要であり、こちらの情報も収集できるということも前提に、今後検討してまいりたいと考えております。したがって、現状では、確かに統計審査官がおっしゃるように名簿が経年劣化してしまいますが、事業所に事前確認をすることで最新の情報を把握し、対象名簿が劣化しないように心掛けたいと思っております。

○西郷部会長 それでよろしいですか。

どうぞ、宮川幸三専門委員。

○宮川（幸）専門委員 今の点ですけれども、気になるのは、結局、小規模の小売店ですと、かなり入替えが激しいというか、廃業するところも多いですし、新規も多い中で、確かに今、御説明があったように情報として年次フレームには足りないものがあってセンサスでないと、というのも分かるのですが、そのメリットと、5年間たつて入替えがどんどん激しくなってしまうというデメリットでいうと、どちらが果たして影響が大きいのかというのは微妙なところのような気がするのです。そういう意味で、例えば、影響の大きさはどのぐらいか。要するに、今の話で言うと、卸売業、小売業の分けた金額がなくて、セルフサービス等がない状態でも最新の年次フレームを使うということと、そうではなくて、この経済センサス-活動調査を基準としてどんどん入替えが起こっているのにそれを把握できていないという状態。これはどちらがというのはなかなか検証するのは難しい部

分もあると思いますが、ラフにでもある程度分かりそうな気もするのです。その辺り心配なところが1つあるというのと、それから、先ほどの話ですと、調査対象の存否確認を郵送でやるということですが、これは本当に正しく判断できるのか。どういうシステムなのかというのを伺いたい。郵送で「どうですか」と確認して、返ってこなかったら、ないという前提なのかもしれないのですが、未回答というか、返さないというケースはどう識別するのかという点も多少心配で、この点は一番しっかりやっていかないといけないところかと思っております。

以上です。

○西郷部会長 今の時点でお答えいただける部分はございますか。

○倉田経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室室長 はい。商業動態統計調査は標本調査でございまして、今後どのように標本抽出をするかは、資料集の56ページを御覧ください。こちらにどのように標本抽出してどういうローテーションで行うかを図で示しております。経済センサス-活動調査と違ってしっ皆ではございませんので、標本ですが、全期間5年間調査対象とするところと、3年、2年で調査対象を交替するところ、それから、1年サイクルで調査するところがございます。規模の小さいところは1年サイクルで調査をするということになるかと思えます。標本抽出をするときに、実際標本抽出した企業以外に、代替事業所名簿を作成していますが、事前に確認をして、もし廃業等がありましたら、代替事業所名簿から補足して、廃業した事業所等に送ることはなく、スタート時点ではその標本数を満たしていると考えております。

また、例えば、5年間という長い期間になりますけれども、この3年から2年の間につきましても、何か補足できるものがあれば、補足をしていきたいと考えています。

○西郷部会長 恐らく宮川幸三専門委員の御質問は、そのサンプリングをどうするかという問題ではなくて、名簿が陳腐化していく中で、アップデートをどのようにしていくのかで、先ほどの説明では、廃業の事業所に関しては存否確認を事前にするということであったけれども、例えば、回答が返ってこないことをもって存在していないと即断できるわけではなかろうと。だから、返ってこなかった、多分、返ってきている、生き残っている事業所に関しては分かったとしても、無回答ではなく確かに廃業しているのだという確信をどのように、先ほど説明していただいた存否確認でできるのかというのが御質問の内容の1つ。あともう1つは、廃業を把握するだけではなくて、新規をどのように把握できるのかということがすごく重要で、今までの商業動態統計調査のエリア調査を調査員調査で実施することで、新規のものも捕まえていたのですよね。そのことをもってベンチマークになるべく現時点での名簿に近いのだと、ベンチマークというか、今ある母集団に名簿に近いのだという条件が確保されていたのですね。それが今度から郵送調査に切替わるということで、調査員調査によるエリア調査がなくなる結果、新規の事業所の把握がかなり弱くなるという面があるのです。特に宮川専門委員は先ほどの御説明では廃業をどのように的確に捉えるのかという御質問でしたけれども、恐らくもう1つの御質問としては、新規をどうやって捉えるのか。エリア調査がなくなる中であって新規をどう捉えるのかということが結構重要な問題になりますので、それについてもお答えをいただければと思います。

○倉田経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室室長 事前確認は、まず、郵送で調査対象に対象の周知を送り、反応がなかったときには、例えば、ホームページの確認や電話で確認をし、移転している場合は名簿の更新をして拾っていくということかと思えます。廃業している場合には、代替事業所から補足をしていくことを設定しております。

それから、新規事業所の把握につきましては、現状では難しいかと思っております。今後、5年というスパンになりますので、事業所母集団データベース年次フレームがどこまで使えるかということも併せて検討してまいりたいと思っております。

○西郷部会長 エリア調査がどれぐらいの効果を発揮しているのかというのは、今現在、エリア調査が行われ、集計表にはそのエリア調査の分だけ特出ししているわけではないので、こちらには分からないのですけれども、おそらく調査実施者の方では特別な集計をすればエリア調査でどれぐらい新規の事業所が捕捉されるのかというのは分かるのではないですかね。多分、今はそういう数字が手元にないと思われまので、次回、エリア調査分で新規の事業所の数と販売額等がどれぐらい補足されているのかというのを報告いただけますか。

○倉田経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室室長 今、店舗数で言いますと、業種別に言いまして、エリア別ですが、各種商品卸売業が全体225のうちの131の捕捉となっています。

○西郷部会長 それは、新規で捕まるのが131ということですか。

○倉田経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室室長 いいえ、新規事業所ではありません。

○西郷部会長 多分、表章するときには、事業所調査分とエリア調査分を両方合わせて表章がされているはずなのです。今、私が伺いたいのは、全体の表章の中で、エリア調査で捕まっている部分がどれぐらいあるのか。要は、名簿のメンテナンスがどれぐらい効果的に行われているのか。それがなくなってしまうということの評価をするためには、現時点でそれがどれぐらい効果を発揮しているのかということが分からないと、こちらで議論のしようがないということなのです。その数字をエリア調査に係る部分だけでも特別な集計ができるようであれば、そういう数字を出していただきたいというのが申し上げていることです。多分、今はないのですよね。

○倉田経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室室長 ございます。

○西郷部会長 あるのですか。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 見ていただいた方が良いので、今、口頭で読み上げられても。次回出していただいた方が、紛れがないかと思えます。

○西郷部会長 きちんと評価したという証拠を残した方が良いと思うので、次回、資料として提出していただくことでよろしいですか。

○倉田経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室室長 はい。

○西郷部会長 宮川幸三専門委員、今の議論でよろしいですか。

○宮川（幸）専門委員 はい。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 存否確認の際に年次フレームでは情報が足りないというのは分かったのですが、年次フレームにあまり多くのことを期待し過ぎても、なかなか改善は図れないかと思います。せっかくこの調査のように存否確認という事前の作業をもう一段入れるのであれば、そこで足りない情報を得て、少しでも新規事業所を拾っていくという方法も考えられるのではないかと思います。その辺は御検討になっているのか、なっていないのですか。

○倉田経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室室長 現状では検討しておりませんが、検討してまいります。

○西郷部会長 よろしいですか。ほかに何かございますか。

調査員調査から郵送・オンライン調査に移行する、民間事業者への委託という面もあったのですけれども、それに関しては、恐らく今までの経験等が活かせるということですが、私自身は心配している点もあるのです。今までは比較的大きな事業所が対象であったのに対して、今度は比較的規模の小さい事業所に対して郵送・オンライン調査が適用されるということから、回答率や何かの面で少し心配な面もあるのです。どうでしょうか。まずは名簿の更新に関して、特に新規の事業所をどのように捕まえるのかということと、廃業の事業所をどのように把握するのかということについては、次回、数字を出していただいて議論することにいたしまして、もう1つ、ここで御議論いただきたいと私が思っていることは、規模の小さな事業所に対して、今まで調査員調査だったところから、郵送・オンライン調査に切替わるということで、回答率等の面から、これが大丈夫だと言えるのかどうかということについても御意見をいただきたいと思うのです。この点に関しまして、東京都や埼玉県から、もし今、調査員調査でやっている比較的規模の小さい事業所への調査がオンライン調査・郵送調査に切替わった場合に、どういう長所ないしは短所があるだろうか。長所の面は調査員の負担が随分減るといえることがあるとは思いますが、逆に短所のようなものがあるようであれば伺いたいと思います。

○黒坂埼玉県総務部統計課長 埼玉県でございます。全部を把握しているわけではございませんけれども、担当から聞いた話では、ある小さい事業所ですと、例えば、もう80歳を超えた高齢者の事業主が細々とやっているところもあります。そのようなところは調査員が伺うと、相対でやりますから、いろいろと情報の受取りはできると思うのですけれども、オンラインとかITに慣れていない方がオンライン調査などになると、もしかしたら対応が今までよりは難しくなる可能性はあるかと思いました。

○西郷部会長 ありがとうございます。

東京都はいかがですか。

○川辺東京都総務局統計部社会統計課長埼玉県さんがおっしゃられるように、事業主の中には御高齢の方もいらっしゃるでしょうし、そのような中で調査員の方がうまく聞き取って取りまとめている部分が民間委託によってできなくなるというのも確かにあるかもしれません。ただ、今回の諮問内容に照らすと、小規模の事業所は裾切りで調査の対象外となることもあるわけで、それらの論点を複合的に考えていく必要もあるのではないかと思います。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。ほかに委員の方から何かございますか。

では、宮川努委員、お願いします。

○宮川（努）委員 私が十分理解していないのかもしれないのですが、先ほどの西郷部会長や宮川幸三専門委員がおっしゃった、新規、それから廃業の問題は非常に重要だと思うのですけれども、それが本当に調査員調査ということで、今の時代、十分なのか。例えば、オンラインショップで開設するというのは、果たして調査員調査で対応できているのか。その辺、元々の経済センサスでどのように対応して名簿を作っているかということにもよるのだと思うのですけれども、その辺までを考慮しないと、特に新規の問題というのはなかなか議論しにくいという印象を持っているのです。最近は特に、おそらく店舗を1つ構えるというより、サイトを1つ構える方が多いかとも思っているのですけれども、その辺まで含めて御議論をしていただけるとありがたいかと思っております。

○西郷部会長 卸売業、小売業の事業所という概念は、どうしても地点概念で店舗があって人がいて、というイメージで、事業所の定義もそうなっているわけですが、最近では商業のやり方がどんどん変わっている中であって、そもそも名簿をどのように考えたら良いのかという問題もあろうかと思えます。

先ほど、東京都から御指摘がありました裾切りをどうするかということも関連するような話になりますので、一旦、今の議論はここまでにして先に進ませていただいて、裾切りなどの話が出たところで、こちらの議論に戻った方がよいということであれば戻らせていただきたいと思えます。とはいえ、現行でエリア調査がどのように機能しているかということについては、次回、数字を出して議論をまたしていただくという形にしたいと思えます。ありがとうございます。

それでは、(1)の調査方法の変更に関しては、一旦、議論をしたという形にさせていただいて、次に、(2)の調査対象の範囲の変更に移らせていただきたいと思えます。

まず、審査メモの4ページになりますけれども、そちらの(2)の調査対象の範囲の変更に関して、事務局から御説明をお願いいたします。

○宮内総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 それでは、審査メモ4ページ、1(2)調査対象の範囲の変更について説明いたします。本調査のうち、小規模な卸売・小売業を対象とした乙調査では、調査対象事業所の選定に際し、従業者規模による基準は、現在設けておりませんが、令和2年(2020年)3月分調査から、卸売業は従業者10人以上、小売業は従業者5人以上の事業所として、調査対象の裾切りを行う計画です。

これについては、調査の効率的な実施という観点から、基本的には適当と考えられるものの、調査結果への影響が懸念されるため、調査対象の範囲を一定規模以上の事業所とした理由や、変更による結果への影響分析結果等を確認するために、4ページ、「論点」のところにaからdまでの4つの論点を整理しております。

説明は以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、調査実施者の方から御説明をお願いいたします。

○倉田経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室室長 前提として、説明

資料の5ページにも記載させていただきましたが、分類と推定の方法について簡単に説明させていただきます。

まず、商業動態統計調査における業種分類ですが、卸売業は産業小分類3桁、細分類4桁、小売業については、中分類2桁、小分類3桁、細分類4桁を用いて、組み換えをした商業動態統計調査独自の分類を作成しています。資料集の5ページ、別添2-1に記載させていただきますので、御覧ください。

別添2-1ですけれども、左側が商業動態統計調査の業種分類、右側が日本標準産業分類で、組み合わせ、例えば、卸売業については代理商、仲立を除くということで4桁分類を使って除いておりますし、小売業については2桁、3桁、4桁を用いて、組み換えをしているというのが商業動態統計調査の業種分類でございます。

それから、業種別販売額の推定の方法でございます。卸売業、小売業の業種別販売額の推定は、標本調査の結果から比推定によって行っております。比推定と言ったり比推計と言ったりしておりますけれども、標本の販売額、これは当月、前月ともに提出された事業所を業種別、従業者規模別のセルごとに合計し、対前月比を求め、前月の販売額に乗ずる方法で推計をしております。今のベンチマークは、平成19年の商業統計でございます、平成19年の商業統計の値に比を掛け合わせて伸ばしているという推計方法を取っております。したがって、標本を膨らませて母集団を復元するという方法で推計をしているわけではございませんというのが、前提として説明させていただきたい点でございます。

論点は、本件申請において、調査対象の範囲を卸売業は10人以上、小売業は5人以上の事業所と設定した理由は何かと、また、この変更により調査結果にどの程度の影響が生じるかという点でございます。平成14年の商業統計調査から平成28年の経済センサス-活動調査の産業分類別データを商業動態統計調査業種に組み替えて、カバー率を検証したものが、資料集の7ページ、別添2-3でございます。センサスの公表値を利用して、卸売業の1~9人、小売業の1~4人を除いた値を試算し、除く前の全体の販売額に占める割合を検証したものです。その結果、各業種とも、おおむね全体の70~80%の販売額をカバーしているところが見て取れるということです。したがって、商業動態統計調査側で卸売業の1~9人、小売業の1~4人を除いた場合の推計も、全体の80%程度をカバーしていると考えられます。

また、裾切り範囲の額が経年変化に与える影響の度合いにつきましては、別添2-4、資料集の8ページを御覧ください。経年変化を見た結果、裾切りの範囲の動きが全体の動きに与える影響は小さいということが見て取れます。別添2-4に「前回比に対する寄与」という欄が右側でございますけれども、大なり小なりで裾切り範囲と集計範囲の寄与の度合いを見ると、おおむね絶対値で見て、裾切り範囲の方が小さくなっておりまして、センサス側から見ても、裾を切っても影響は少ないのではないかと判断をいたしました。

以上のことから、調査対象の範囲を、卸売業は従業者10人以上、小売業5人以上とした場合での結果に与える影響は少ないと判断いたしまして、調査対象の範囲としたところで、なお、集計の度合いを見るための具体的なシミュレーションにつきましては、論点dで説明させていただきたいと思っております。



それから、論点のbでございます。今回の裾切り基準を設定した際に、他の基準との比較、検証を実施しているのか。実施している場合、その結果はどのようになっているのかということでございます。資料集11ページ、別添2－6を御覧ください。こちらは、平成28年経済センサス－活動調査における産業分類別・従業者区分別の販売額、構成比等を示したものです。左側に事業所数、従業者数、販売額、店舗効率、人員効率を記載しています。店舗効率は販売額を事業所の数で割ったものとなっております。人員効率については、販売額を従業者数で割ったものです。計に対する構成比は、各業種の計に対する規模別の構成比で、計が100%、各規模別にどれだけの比率になっているかというのを見るものとなっております。平均の何倍かというところも併せて記載しています。業種ごとに規模ですが、裾切った場合の1～9人と、例えば、卸売業ですと合計と1～9人、裾切った場合のそれ以上と分けて記載しています。例えば、規模が大きい各種商品卸売業で見ますと、1～9人ですと計に対する割合は従業者で8%、販売額で1%。それ以外では、それぞれ92%、99%となっております。

懸念されるところでは、13ページ目です。建築材料卸売業を見ますと、1～9人で見ると、従業者は39%ですが、販売額は34%。販売額の裾切った額でいうと66%となっております。卸売業でみると、この業種が一番、計に対する構成比が低くなっているところがございます。

一方、小売業で御覧いただきますと、17ページ以降に記載されておりますが、各種商品小売業（百貨店、スーパー）で、裾切っても全く問題がない状況となっております。それから、18ページで少し懸念されるところで、織物・被服・身の回り品小売業では、1～4人の割合で、販売額で言う22%。裾切った場合は78%の構成比となっており、小売業で見ますと、裾切りの影響が大きい業種と考えられます。

資料集の20ページは、裾切り範囲を変えて相関を見たものになっております。それぞれのグラフの現行の額と、裾切り後の額が縦の棒グラフになっていまして、前年比が折れ線グラフ、実線が現行の前年比、点線が裾切りの額となっております。また、裾切った場合と裾切らない場合で、前年比の伸びがプラスとマイナスで逆転するケースも懸念されますが、逆転した場合は黒い点が付いているというグラフでございます。左側の表で見ますと、逆転のところに1というフラグが付いています（資料集の20ページ）。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 卸売業と小売業のトータルの数字はどこかにありますか。個別に説明していただくのだと思いますが、トータルでどうなっていますか。

○倉田経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室室長 トータルは、今、この資料の中には記載されていません。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 まず全体がどうで、それで個別がどうかという議論をした方が良いと思うのです。個別には、今、懸念のある業種は結構問題があるかもしれない。トータルとして、そのようにした結果、前年度伸び率がどうなるかということをもまず評価して、それで個別がどうかと下りていかないと、議論が効率的に行うことができないのではないかと思うのですが、いかがでしょう。

○西郷部会長 元々が個別で計算しているものだから、ということで示していると思うの

ですけれども、全体としてどうかというのも結構重要なことではあるので、今、御用意いただいていなければ、またそれも次回示していただくということでよろしいですか。今は御用意いただいた資料に基づいて説明を続けていただくことでよろしいでしょうか。

○倉田経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室室長 業種別に懸念事項はございますけれども、おおむねこれを見る限りでは、裾切りをしても問題ないと考えております。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 いや、そのとおりでとは言えないのではないかと思っています。私は質問したのです。トータルでどうかを言わないと、それは判断できないですよ。かなり違うので、対応は考えた方が良く、私にはそのようにしか見えません。

○倉田経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室室長 かなり違うというのは、どの辺りですか。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 いや、業種によっては結構違いますよね。だから、トータルとしては、それほど大きな影響がないから裾切りしても大丈夫である。違うときにどう対処をするかは、経済構造実態調査で対応したような欠測値の補完のやり方も考えられるということですよ。だから、大丈夫ですと言われても、説明ぶりを見てびっくりしてしまっているというのが正直なところです。

○西郷部会長 個別の業種のウェイトがどのようなことになっているかによって、影響力の大きな業種のずれが大きいということであれば、全体的な影響も大きくなることもあります。これは、次回、数字を用意していただいて、個別のものを全部足し上げて伸び率等を計算した結果も、個別に見るとずれが大きいものもあるけれども、全体として見れば大丈夫だという確証が得られるように、全体についても同じようなグラフを見せていただくということでよろしいでしょうか。

北村委員、どうぞ。

○北村委員 そもそも話ですけれども、裾切りを絶対数で5人以上とか10人以上で切るという議論も1つ簡便なやり方としてあると思うのですが、そうではなくて、カバレッジとか比率とか何%以下のもので切るとか、もう少し総体的に分布で見るというやり方もあるわけです。どういう議論をされてここにたどり着いたのかということを示していただかないと。その業種ごとに違うのであれば、業種ごとに裾野のところを調整すれば良いじゃないかという話になると思うので、それは大変であるとか、何か根拠があるのであれば、それを示していただかないと。いきなり5人です、10人ですと言われると、そこにたどり着いたロジックは何なのかというのが見えていないというところが大きいのかと思います。

○西郷部会長 今、御説明いただけますか。確かに今は5人以上、10人以上とか、一定の裾切りを全ての業種に当てはめて、影響がどうかという検証をいただいているわけですが、そもそも最初の出発点というか、全体的なカバレッジを見て決めたとか、そういう議論があつてここに至っているのか、それとも、それとは別の議論があつてきているのか。あるいは、そういう議論が全くなくて、試しにこうやってみたらうまくいったのか、という話なのか。今、すぐに説明できないということであれば、これも、次回、御説明いただければと思います。

○倉田経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室室長 幾つかパターンを  
考えて検証して、相関も見ておりますので、こちらもお示ししたいと思います。

○西郷部会長 分かりました。では、次回、よろしく願いいたします。

宮川幸三専門委員、お願いします。

○宮川（幸）専門委員 今の皆様がおっしゃっていることはそのとおりだと思うのです。  
もう1個付け加えるとすると、商業の場合は、金額が非常に大きいということが重要で、  
例えば、8割以上カバーしていますと言っても、残りの2割がものすごく金額が大きいと  
いう話になってくるわけです。QEへの影響という、例えば、1%分違いますと言われ  
ただけでも、結構、数兆円というレベルになることだってあり得るのかもしれない。1兆、  
2兆違ってしまふという話になってくると、金額としてどのぐらい、ボリュームとして何  
兆円分、差が出ますという話も含めて、資料をお示しいただけると、より良いのではない  
かと思います。

以上です。

○西郷部会長 野呂委員。

○野呂委員 元々の話に戻って恐縮ですけれども、裾切りをやっても大丈夫だというお話  
は聞いたのですが、やらなくてはいけないという理由があまり理解できません。民間事業  
者に委託して郵送・オンラインで調査をやるのでしたら、引き続き小規模事業者も裾切り  
せずにやられた方が、今、いろいろ意見が出たような指摘や、ほかの調査との対象の整合  
性から考えても良いのではないかと思うのです。民間事業者に委託して郵送でやる場合  
でも、裾切りをすると効率性の面でメリットがあるのかどうか。裾切りをやってもあまり問  
題がないということよりも、裾切りをやったらどんな良いことがあるのかというのが分か  
らないのが1点でございます。

それから、もう1つは、非常に基礎的なことで恐縮ですけれども、裾切りがあった場合  
の公表というのは、裾切りされた部分を除いた数字が出てくるわけですね。ですから、  
例えば、4人以下とか9人以下の事業所については、どこかの基準年のようなものから推  
定して足して出すのではなくて、そこはないものとして出すわけですね。そうしますと、  
裾切りをする以前と以降では、進展率などの分母分子が違うので、その辺りは、例えば、  
過去に遡って裾切りをした場合の数字を公表されたりするのでしょうか。

○倉田経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室室長 まず、メリットで  
ございます。規模の小さい事業所は、例えば、1人で衣料品店をやっているような事業所  
などでございますが、記入者の負担が大きいと考えておまして、安定的に対応してい  
ただけるとともに依頼した方が、より負担が少なくなるのではないかとこのところがメリッ  
トでございます。

それから、断層につきましては、リンク係数で処理をしていくことを考えております。  
過去に遡ると言うより、過去につなげるリンク係数でつなげることを考えているところ  
でございます。

○西郷部会長 どうぞ。

○野呂委員 報告者負担を言われると弱い立場ではあるのですけれども、これはほとんど

想像ですが、5人、10人の非常に零細なところと、大型の店舗等では増減の動き方も構造的には違いがあるのではないかと思います。カバー率が8割か9割かというだけではなくて、その残された1割部分の変化率等が、結構違うようなこともあるかと思われます。そういう面倒くさいことを考えると、裾切りしない方が良いでしょうにも思えます。今おっしゃったような、確かに報告者負担軽減のことはあるのですけれども、あえて裾切りを入れなくてはならない理由が、今の御説明だけでは必ずしも理解出来ないというのが実感です。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 確認させていただきたいのですけれども、つまり、経済産業省が言われているやり方というのは、卸売業を9人以下、小売業4人以下の事業所については調査しないので、リンク係数でつなぐというのは、要は、卸売業10人以上の前月比の伸び率で9人以下についても欠測値補完して、それでそういう水準の値を伸ばして作っていくと考えているということですね。

○倉田経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室室長 欠測値の補完は考えておりません。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 いや、明示的にはしていないと思うのですけれども、経済産業省が行おうとしていることは、暗黙的には欠測値補完をしていることになってしまうのです。

○西郷部会長 多分、発射台のところで何をベンチマークとするのかということだと思います。野呂委員の御質問というのは、その発射台の部分で、既に人数を区切った形の販売額というのを発射台にして、それで伸び率を掛けるのではないかと、多分、御理解なさっていたのだと思うのですけれども、多分そうではなくて、伸び率に注目すれば、裾切りをしていなくても、してあっても、そんなに変わらないから、発射台は今までと同じように全額という形にして、それに伸び率を掛けていくという形で、今までの数字と似たようなものが出るであろうという整理ですよ。だから、確かに裾切りをした分、全体としての額は減るかもしれないけれど、伸び率にすれば裾切りをする前も後もそんなに変わらないであろうから、総額の推計に関しては、今までの統計と同じように推定をしていこうという、多分そういう整理ですよ。ここでなさっているシミュレーションもそういう形での試算であろうと私は理解しております。

○宮川（努）委員 よろしいですか。

○西郷部会長 宮川努委員、どうぞ。

○宮川（努）委員 だから、肥後統計委員会担当室次長がおっしゃったように、国民経済計算みたいな立場から言うと、アグリゲート（集約）で本当にそこで誤差が起きないかどうかという、どれだけ違うかどうかというところをチェックしておかないと不安だということが1つ。

もう1つは、この前まで経済産業省生産動態統計と工業統計との関係でいろいろ議論をしていたのですけれども、商業動態統計調査は第一次年次推計も使うことになるのでしたのでしょうか。それは使わない。でも、経済構造実態調査全体として第二次年次推計しか使えないですよ。そうすると、QEだけでなく、第一次年次推計までもここを使わざるを得ないということなのかなと思うと、同じような議論になって、例えば、経済構造実態

調査と、それから、商業動態統計調査との産業分類との整合性だとか、動きの関係から言うと、そういうこととかが気にはなるのです。その点、アグリゲートの部分と、今度、年次でやる調査との整合性との関係はどう保たれるのかというのを、私もよく分かっていないのですけれども、気になるので御説明をいただけるとありがたいと思います。

**○倉田経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室室長** Q Eで販売額自体は使っておらず、参考値として伸び率を見ていただいているところでございます。ただ、在庫につきましては、大規模卸売業と、百貨店、スーパーについて、在庫の前年同期比を期末データとして使っているところでございます。

**○肥後総務省統計委員会担当室次長** よろしいですか。支出面のQ Eはそうなのですが、これから、内閣府が検討しているように生産側のQ Eの公表を開始すれば、生産側のQ Eというのは、当然、商業の活動が、先ほど宮川幸三専門委員がおっしゃいましたが、大きな金額にマージン率を掛けた分が商業の産出額として出てきます。ですから、商業の活動自体がGDPの10%とか占めているわけですから、大きなインパクトを生じる可能性があります。何で先ほど結構厳しいことを申し上げたかと言うと、ざっと今見たところだと、全部おおむね上振れているのです。つまり、偏りがなかったら良いのですけれども、大規模な卸売業や大規模な小売業の方が、売上伸び率が高いので、裾を切ると伸び率が高まるのです。そのデータを使うと、商業の成長率が生産側Q E上、高まったように見えるのです。そうすると、まだ検討中ですが、これから内閣府がいずれ出すだろう生産側Q Eで、生産側のQ Eの伸び率が高くなってしまいう可能性があるのです。なので、大丈夫ですかということをお私はずっと気にしていて、経済産業省は支出面で見れば在庫しか使っていませんと言っています。それは、現時点ではおっしゃるとおりですが、これから三面のQ Eを出して行って、生産側のQ Eの推計で商業動態統計調査の結果は、商業のマージン率を掛けることによって生産側の生産額としてしっかり寄与していくのだということを考えて、この問題は考えないといけない。裾切りすることにはそんなに違和感はないのですけれども、伸び率が10人以上と9人以下が一緒です、みたいなことをすれば必ずそうになってしまう。経済構造実態調査では、総務省統計局は規模の小さいところをどのように補完すべきか考えていて、下位10%層など、売上高の伸び率が割に低く、調査対象外となる小規模企業の動きに近いところで補完して全体の数字を作る。一種の欠測値補完を彼らは考えているのです。ですから、商業動態統計調査においても統計局がやっているような欠測値補完を考えて、伸び率が過大にならないような措置を本当は取る必要があるのではないかというのが、私が今見ていて思った印象です。そういうことをやるという前提で、今日御提案いただいているのかと思ったけれども、何かそうでもないとする、そこはしっかり考えないといけないのではないかと、部会を担当する事務局として、結構思ったところでございます。

**○西郷部会長** 推計の方法については、今、肥後統計委員会担当室次長が御指摘なされたような変更が予定されているという話では、確かなかったように思うので、推計の方法と組み合わせる形で母集団の調査対象範囲の変更も考えていく必要があるとは思っています。今の偏りが主に推計の方法の問題、もし裾切りをするということをお前提とするのであれば、

その裾切りをしたことの影響は、推計の段階で吸収せざるを得ないような気がするのですが、今後は推計の段階でそれを吸収するという計画ではないのですよね。

○倉田経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室室長 計画はないので、整理が必要かと思えます。

○西郷部会長 御指摘どうもありがとうございます。推計方法は後であるのでしたっけ。追加でやるということですね。規模の小さいところを裾切りすることによって、とりわけ伸び率などでも規模が小さいところと大きいところでは差があるので、今までと同じように全体として伸び率を基本にして推計していくというやり方だと、率としてはわずかになるかもしれないけれども、特定の方向に偏りが入る可能性がある。だから、裾切りを導入するというのであれば、それを補正するような手立てはどうしても必要になると思うので、今回、論点の中に含まれていなかったのですけれども、今、御指摘があったところを踏まえて、次回以降の部会のどこかで推計の方向についても議論する機会を設けたいと思います。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 審査メモが十分でないこともあり、ただ今、御指摘のあった経済構造実態調査との整合性も確かに重要な事項かと思えます。その点も、もしよろしければ追加して整理することは、今までの御議論、御意見にあったような全体での整合性という中では重要になるかと思えます。実施者の方には、申し訳ないのですが、そういった点も含めて対応していただければと思います。

○西郷部会長 あと、野呂委員が御指摘になった、そもそも裾切りすべきかどうかということに関しては、確かに報告者負担の軽減には役に立つかもしれませんが、調査員調査から郵送・オンライン調査に切替わるということで、特に実施者側の負担は、少なくとも規模の小さな事業所を含めておいても、今までよりずっと軽減されることになるわけですよね。先ほどの御回答は、回答者側の負担が、規模の小さいところは負担がより大きいのでその分が減らせるということだったので、他方で賃金構造基本統計調査の方では、バー、キャバレー、ナイトクラブでしたか。今までは調査員調査でやるのが難しかったのだけれども、今般、郵送調査に変えるのだから、一旦、そこもきちんと従来の計画どおり補足するようにはどうかという整理もあったところですね。その観点からすると、調査員調査から郵送・オンライン調査に切替わるタイミングで、小さい規模の事業所を調査対象から外しますというのは、特別な説明がまた必要になるような気がするのです。ここに関しては、回答者の負担が減ること以外に、経済産業省の中で何か議論はあったのですか。

○倉田経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室室長 規模の小さい乙調査の回収状況が悪い状況となっていて、そうすると、かなり負担があるから回収状況が悪いということかと思われまして、裾切りと考えました。

○西郷部会長 だとすると、その回答率などのデータも示していただいて、これが一般に調査員調査から郵送・オンライン調査に切り替わると回答率が下がるという傾向があるので、そういう中でどうかということ。今、回答率に関して数字はありましたか。

○倉田経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室室長 今、資料集の中に

はないので、次回、お示ししたいと思います。

○西郷部会長 はい。では、それも全部勘案した上で、一般論ではありますけれども、調査員調査から郵送・オンライン調査に切り替わると、特に規模の小さいところの回答率は下がる傾向がある。もしそういうことを総合的に判断すると、こちらの裾切りというのですか、総合的な判断から裾切りを導入することにして、それを部会として納得したということであれば収まりは良いのかという気がしますので、回答者の負担が大きいということを示すような資料を次回、お示しいただけますか。お願いいたします。

私の会議の運営の仕方があまり良くて、思った以上に進んでいない感じですけども、ほかに（２）の調査対象範囲の変更に関して、御質問等ございますか。どうぞ。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 先ほど申し上げたように、経済構造実態調査との整合性、整理の中で、経済構造実態調査は、確か売上高を上位から順に、調査対象を設定するという考え方に基づいて設計されていますが、ここでの裾切りを考える場合に、そういった売上高上位から見て、幾ら以下は調査対象から裾切りについても検討されているのですか。

○倉田経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室室長 先ほどの資料集の11ページに販売額の表がございます。卸売業計、小売業計がないのですが、業種別に見た売上高の規模別構成比となっています。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 単純に私が聞いたかったのは、売上高9割なら9割という基準にして、それに見合う店舗当たりの販売額みたいなもので裾切りするといった、人数ではなく販売額に着目した標本抽出、裾切りに当たっては、そういう面から検討はされているのですか。

○倉田経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室室長 今、検討はしておりません。というのは、月々で見ますと、売上がポンと跳ね上がったり、その事業所が、売上高で見ると規模が動いたりするところがございまして、従業員の規模で切るのが一番安定していると判断をしているところでございます。

○西郷部会長 よろしいですか。

では、宮川幸三専門委員。

○宮川（幸）専門委員 付け加えて、先ほどの前のテーマである母集団名簿の話とも関係すると思うのですが、結局、5年間固定、経済センサス-活動調査で固定してしまうと、今の裾切りによって今度は調査対象になったり、ならなかったりという話がまた出てくるので、そういった効果も、今回、ここには出てきていなかったもので、それも考慮した方が良いのではないかと。どのぐらいあるかというのは分かりませんが、そういう問題もあるのではないかとということをつけ加えさせていただきたいと思います。

○西郷部会長 分かりました。何を固定しているのかという問題ですけども、問題的には金額の推定をしているので、金額について何か一定の外形的な基準を決めて調査対象を決めるということが良いような気もするのですが、販売金額自体が非常に変動するものなので、それはあまり得策ではない。そういうところから、従業員規模というところで調査対象を選ぶ。それはそれで1つの整理だと思うのですが、そうしたことの結果、金

額に対してどういう影響があるのかというのが、今の宮川幸三専門委員の御質問であると思います。難しい問題ではあるのですけれども、なかなか試算するのも難しいかと。

○宮川（幸）専門委員 いや、私が申し上げたかったのは、従業者数ですら変動することです。それは、実際にどのぐらい変動しているかは分かるのではないのかということもあるかとは思いますが。

○西郷部会長 それは、よくほかの調査でも問題になるので、決めた時点での従業者規模数と割り切るしかないですね。

○宮川（幸）専門委員 ですから、そういう意味では、例えば、経済センサス - 活動調査の名簿を使うよりも年次フレームを使う方が良いのではないかという議論にもつながるのではないかという感じがします。

○西郷部会長 分かりました。論点が多くてまとめ切れておらず、宿題が幾つ出たかというのも、私も全部思い出せるかどうか分からないのですけれども、ほかに何かございますか。

まずは、今回御提案の方法と、今までのやり方でどれくらい違いが出るのかということ、個別の業種だけではなくて、卸売業全体、小売業全体で、それも率ではなくて金額がすごく重要だということだったので、金額としてどれぐらいずれるのかということを示してほしいというのがございました。それが1点です。

もう1つは、推計方法との兼ね合いということで、小さいところで裾切りすることによって、おおよそ伸び率というのが、裾切りをしない全体の伸び率よりも過大というか、それよりは上に出る可能性がある。そうすると、規模の大きいところで作った伸び率でもって推計を重ねていくと、おおよそ過大推定になる。確かに今日の量的な評価では、過大ではあるけれども、そんなに大きくないだろうという試算はしていただいたわけですから、偏りが一定の方向に入っているということ自体は、経済構造実態調査等で用いられる方法を参考にしながら、何とか考慮することができる可能性があるもので、それについて経済産業省の考え方をまとめていただいて、推計の方法に関しては、別途、将来の部会で議論する場を特別に設けていただくので、それについて準備をしていただくということですね。

ほかに何がありましたか。メモを取っていただいていますので、後で事務局からそれに応じて経済産業省で御準備いただければと思います。

あと、そもそも小規模の事業所を裾切りすることのメリット、調査員調査から郵送・オンライン調査に切り替わるという局面にあって、規模の小さな事業所を裾切りすることの長所と短所とを、回答率などのデータを示しながら、もう一度ここで検討したい。そのための情報を提供してくださいということをお願いしておりました。

ということで、調査対象の範囲の変更に関しては、もしこれ以上、追加的な論点がなければ、もう一回話し合わせていただくということで、次に進ませていただきたいと思いますけれども、よろしいですか。次に進むと言ったのですけれども、おそらくあと20分では絶対に済まないような論点になります。先ほども言いましたように、今回の審議はかなり時間がかかることが予想されるので、例え1回1回を見ると中途半端になったとしても、で



きるだけ説明等は先に進めておきたいと、私は考えております。ですので、12時を目途ということで、次の報告者の見直しというところの、少なくとも説明までは進みたいと思うのですけれども、よろしいでしょうか。

それでは、(3)の報告者の見直しというところに進ませていただきます。審査メモの5ページになりますけれども、まずは、事務局から御説明をお願いいたします。

**○宮内総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官** それでは、審査メモ5ページ、1(3)報告者の見直しについて説明いたします。先ほどの調査対象範囲の裾切りや母集団情報の変更に伴いまして、報告者数の変更を計画しております。母集団情報は令和2年(2020年)3月分調査から、約2万2,000事業所・企業に変更する計画になっております。これについては、調査対象範囲が狭くなっているのに、丁調査以外の各調査の調査対象数が増加していることから、その理由を確認するため、5つの論点を整理しております。

また、母集団情報については、表2にあるとおり、平成29年7月分の調査から変更していることが、今回、報告されておりますが、これは、調査計画の変更の申請手続きを行わないで変更されております。このため、平成29年の変更の状況と理由等について確認するため、4つの論点を整理しております。

事務局からは、以上です。

**○西郷部会長** ありがとうございます。恐らく実施者からの説明で今日はおしまいになると思いますけれども、あと15分ほど時間がございますので、時間の許す範囲で調査実施者からの御説明をお願いしたいと思います。

**○倉田経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室室長** それでは、報告者の見直しです。甲調査、乙調査及び丙調査については、対象事業所の範囲の見直しや母集団名簿の変更に伴い、報告者数の変更を計画しているところです。論点の(a)でございますが、平成29年7月分調査以降の標本設計について、平成29年7月調査から母集団名簿を変更した理由は何か。また、変更申請を行わなかった理由は何かというところでございます。変更した理由は、母集団情報を平成24年経済センサス-活動調査から最新の平成26年商業統計調査に更新したということでございます。

変更申請を怠ってしまった理由ですが、経済センサス-活動調査と商業統計調査というのは、全国の卸売業、小売業を把握するという意味で、時系列で継続しているという点もあり、標本設計などの調査方法に変更がなかったため、承認を要しないものと誤認していたところでございます。平成26年商業統計調査は、経済センサス-基礎調査と同時に実施しているということで、実質的には同じ名簿を継続して使っており、変更申請を失念しておりました。更に、変更申請手続に関する形式的チェックが経済産業省でできていなかったという点は反省しているところでございます。

続きまして、(b)でございます。本調査は、具体的にどのような標本設計、目標精度、業種や従業者規模等の層区分、全数調査等の設定等を採用しているのかと。また、調査対象事業所の入替えや接続はどのように実施しているのか。こちらは、資料集44ページ、別添3-1を御覧ください。

まず、目標精度は、卸売業は8%、小売業は5%としております。今、御覧いただいて

いる別添3-1ですが、この資料は、層区分の状況でございます。この塗り潰してあるところが全数調査層となっております。この黒い太枠のところは甲調査で、大規模卸売業の調査対象となっております。小売業につきましても、塗り潰してあるところが全数調査層となっております。飲食料点小売業に丁1として、コンビニエンスストアが含まれています。機械器具小売業に丁2の家電大型専門店が含まれています。また、その他小売業の中に丁4のホームセンター、医薬品・化粧品小売業の中に丁3のドラッグストアが含まれています。

資料集の45ページを御覧ください。こちらは、調査対象標本の入替えについて示したものでございます。現在は、平成26年センサスに基づく標本設計をしておりますが、標本の入替えは、ローテーションで実施しています。具体的に言いますと、乙6万番台と記載してあるところが3年間継続の事業所。乙4万番台が前年から1年継続の事業所。乙5万番台も1年継続ですが、今回は、3月（2月分調査）までは延ばす予定の事業所でございます。また、1年交代で2カ月ずつ地域をずらしてローテーションをしている乙調査区調査があります。指定事業所の甲については、全期間で実施をしています。丙の百貨店、スーパーも全期間継続、企業調査の丁1から4についても全期間調査を行っています。

それから、資料集の46ページで、「全数調査層」の抽出については四角で囲ってありますが、算出した標本数が母集団より大きいとなった場合と、算出した標本数が母集団より小さいというケースがございます。①の標本数が母集団より大きいケースです。乙調査では従業者規模の大きな層で全数調査層が発生しやすい。標本サイズと母集団の関係でこれが決まってしまうと、母集団が変われば、全数調査層の標本サイズも変わるという状況でございます。甲調査は、品目別の詳細な集計結果を作成するために、先ほども言いました①と②によらず、すべて全数調査層として設定をしております。②の標本サイズが母集団より小さかった場合でございますけれども、こちらは「一方」と書いてありますが、算出した標本数が、例えば、2セット標本数を取ります。それが母集団数よりも多くなってしまう場合は、2年継続で実質的には連続して調査せざるを得ない状況となっております。また、3セット、5セットのところも一緒でございます。取った標本数が、毎年、毎年、標本で交代できるだけの対象数がなければ、実質、継続して調査をしているという状況になっているところでございます。

それでは、説明資料の8ページに戻ります。継続のための特殊な処理については、乙調査については比推計を行っており断層が生じないため、リンク係数処理は行っておりません。

続きまして、(c)の論点でございますが、中分類単位で見た場合に調査対象数はどのようになっているか。また、平成27年に7月分調査から標本設計を変更した際に、調査対象数は産業中分類の単位にどの程度変動しているか。調査対象数が変動した理由は何かという論点でございます。

別添3-3、資料集の47ページを御覧ください。平成24年経済センサスから平成26年商業センサスの標本サイズの変動をみると、卸売業全体で198の増加。小売業全体で1,239の減少となっております。これを業種別に見ますと、増減の幅の大小はございますけれども、

おおむねマイナス500からプラス500程度の範囲でばらついております。業種別に極端に突出した値はなく、増減の要因として特段挙げられるような事項はないということです。標本サイズは母集団の特異性により変動するため、それぞれの母集団の特異性の変化によるもので対象数が変わってきたということが言えるかと思えます。

それから、論点の（d）です。母集団情報を変更したことにより調査結果への影響について、どのように評価しているかという点でございます。資料集の48ページ、別添の3-4をご覧ください。これは、月別、業種別、時系列で見ていただくものでございますが、母集団情報を、平成24年経済センサスから平成26年商業センサスに変更し、平成29年7月で標本替えを行いました。このため、調査結果に影響が生じたとすれば、時系列で見たときに平成29年の7月の前後の段階で、7月が標本の入替え時期でございますので、不自然な動きが見られるということになりますが、この表を見る限り、乙調査の集計結果においては、販売額や前年同月比に特段の断層が生じたような動きは見られず、標本替えをしても特段の影響はなかったと評価しております。

標本替えによっても断層が生じなかったことの理由として、説明資料の9ページの①から③にございますが、3つ考えられます。通常の標本設計による母集団推定とは異なり、本調査は前月比推定という方式を採っております。調査対象事業所の入替えによる調査回答値の変動に対して、直接的な影響を受けにくいと考えられるのが1点。

2点目としまして、商業動態統計調査の調査結果は、調査回答値の和を調査結果として公表する方式ではなく、標本切り替えの影響は受けにくいこと。

3点目としまして、標本替えによってすべての対象が一度に入替えになるということであれば影響を受けやすいとも考えられますが、商業動態統計調査の方法が、標本期間中継続して実施する調査や1年調査、1年調査でも2か月ずつ期をずらして調査をするなど、ローテーション・サンプリングを採用しており、断層が生じない設計となっております。

こちらbの説明に入ってよろしいでしょうか。

○西郷部会長 どれぐらいわかりそうですか。

○倉田経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室室長 少し時間がかかるかもしれません。

○西郷部会長 分かりました。では、括弧の付いていないaまで御説明いただいたということで、かなり中途半端になってしまいますけれども、bについての御説明と、それから、今の論点に関する議論は、次回の部会でしていただくことにしたいと思います。

かなり変則的な部会の進め方になってしまいましたけれども、今日いただいた宿題、かなりたくさんのもので、ここでまた全部繰り返しているとかかなりの数になってしまいますので、後で事務局と調査実施者で連絡を取り合って御確認いただければと思います。今日、御議論いただいた内容はかなり未決の部分が多いのですけれども、次回以降も議論させていただければと思います。

なお、追加で御質問などがある場合には、5月22日16時まで、かなり時間が短くて恐縮ですけれども、事務局までお寄せいただければと思います。

本日の審議の内容につきましては、5月下旬に開催される統計委員会で私から報告をさ

させていただきます。

それでは、次回の部会につきまして、事務局から御連絡をお願いいたします。

**○川原総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官** 次回の部会は、5月31日金曜日の10時から、こちらと同じ総務省第二庁舎3階第1会議室で開催いたします。

先ほど部会長からお話ございましたが、追加で御質問やお気づきの点等ございましたら、5月22日水曜日16時までにメールにて事務局まで御連絡をお願いいたします。

また、本日の配布資料につきましては、次回以降の部会においても審議資料として利用いたしますので、御持参いただければと思います。

最後に、本日の部会の議事概要につきましては、事務局で作成次第、メールにて御照会いたしますので、こちらにつきましても御確認いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

事務局から説明は以上でございます。

**○西郷部会長** ありがとうございます。以上をもちまして、今日の部会は終了といたします。次回の部会審議もよろしくをお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

以 上